答 申 第 1 号 令和元年8月8日

高砂市長 登 幸 人 様

高砂市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 井 上 典 之

高砂市個人情報保護条例第8条第6号の規定に基づく要保護児童 対策地域協議会対応中の児童虐待情報等の情報提供事務について(答申)

令和元年7月9日付高諮第6号で諮問のあった標記のことについては、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

諮問のあった要保護児童対策地域協議会対応中の児童虐待情報等の情報提供事務については、以下の理由により公益上特に必要があると認めることが適当である。

2 審査会の判断理由

(1) 事務の概要

児童虐待事案が潜在化しやすいことから、高砂市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童福祉法第25条の2第2項により協議会は、構成員に情報提供し要保護児童の対策を検討している。また、高砂市で要保護児童対策地域協議会対応中の児童が県内他市で保護されるなどの事案や夜間及び休日にも対応ができるよう、兵庫県警察本部へ情報を提供することにより、各種事案取り扱いの際に虐待の見逃しを未然に防ぎ、子どもの安全を確保することができるようにする。

(2) 個人情報等の内容

児童虐待に関する情報として

- ① 子どもの情報(氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号)
- ② 保護者の情報 (子どもとの続柄、氏名、生年月日、住所及び電話番号)

- ③ 虐待受理日及び受理機関
- ④ 虐待の種別、虐待の程度、主な虐待者

(3) 提供先

兵庫県警生活安全部少年課

(4) 兵庫県警察本部へ情報提供する必要性

高砂市が設置している要保護児童対策地域協議会は、協議会規約によると 実務者会において①定期的な情報交換②支援対象児童等の実態把握や支援 事例の総合的な把握などを行っている。実務者会の構成員については、高砂 警察署生活安全課を含め17団体で構成されている。しかし、近年児童虐待 については、全国的に児童虐待相談対応件数が年々増加傾向にあり、重篤な 児童虐待事件も後を絶たないなど深刻な社会問題となっている。今年の2月 には、沖縄県糸満市が虐待情報を得ていた小4の児童が、千葉県野田市へ転 居後に自宅で死亡し虐待が疑われるという痛ましい事件が起きたところで ある。

今後高砂市において、県内他市で保護されるなどの事案や夜間及び休日にも対応ができるようにするとともに、子どもの生命を守るうえで、兵庫県警察本部へ情報を提供することは、公益性があり必要性があると考える。すでに神戸市をはじめ県内の他市町においても兵庫県警と協定書を締結しているところであり十分に対応されるよう切望する。

(5) 個人情報の保護措置(情報セキュリティ対策)

情報流出を防止するための措置として、

- ① 市及び少年課は、担当者を決める。情報データを送受信する端末を限定し、誤送信を防止するため予めメールアドレスを使用端末に登録する。
- ② 市の担当者は、送信する情報の暗号化等の措置を講じる。復号化する ためのパスワードは、電話により少年課の担当者に通知するとともに、 送信の都度パスワードを変更する。
- ③ 少年課の担当者は、メールを受信すればすぐにインターネット回線に接続していない端末にデータを保存し、元の添付ファイルは削除し管理を徹底する。
- ④ 少年課は、市からの情報提供について、情報管理者、責任者等を指定するとともにデータ取扱管理簿を作成し、情報の保管管理を組織的に行う。

としている。

しかし、兵庫県警は、一般のインターネット回線を使用しているため、 上記③を徹底し、ネット上の漏洩がないよう対応するとともに、他部署の 者への漏洩にも十分対応する必要がある。少年課は、データ取扱管理簿を作成するようになっているが、高砂市においても同様に管理簿を作成され 齟齬のないように注意する必要がある。(2)の個人情報等の内容以上の情報を提供することのないよう絶えずチェックを行う。など個人情報の保護措置対策を行うとともに、今後も情報流出を防止するための措置の見直しを行う必要がある。

3 留意事項

(1) 情報提供については、セキュリティにおける万全を期すことを強く要望することを付記する。